

## 第5回人権理事会

2007年6月11日(月)午前

### 開会ステートメント

#### 1. Luis Alfonso De Alba 人権理事会議長

ご列席の政府代表団の皆様を歓迎し、理事会の最初の一年間の皆様のご努力に感謝する。ここ数カ月は集中作業がいろいろあり、近々、その結果が出てくるものと思われる。今会期中に、対話を行い、報告書や証拠について聞く機会があるものと思う。さらに、パレスチナ、スーダン、レバノンにおける人権状況に関するフォローアップが行われるであろう。協力の必要性に重点が置かれる。果たすべき仕事は、人権理事会の制度的強化である。一年間、このプロセスのいくつかの側面が討議された。ファシリテーター及びその他のグループのおかげで、自分は議長として強化プロセスに関わることができた。

人権理事会は、歴史的関連性と重要性の状況に直面している。国連の人権機構は、「普遍的定期見直し(UPR)を通して改善されなければならない。総会は、「特別手続き」や「苦情処理手続き」のような人権システムの形態の合理化を人権理事会に委任した。理事会は、これらメカニズムを大変に重要視している。理事会がその作業を遂行する一般的枠組みが検討されるであろう。予見性と柔軟性との間のバランスを築かなければならない。

制度構築の最終段階で、注がれる努力が理事会の肩にかかっている責任とマッチすることが重要である。具体的な解決策に到達するためには、討議の範囲を超えなければならない。制度的問題の主要な側面で合意を生み出す必要がある。システムを拡充できるような明確な枠組みが作られなければならない。理事会が直面しているテーマに対処する際に、人権高等弁務官事務所の経験とコミットメントが極めて有用である。

#### 2. Louise Arbour 国連人権高等弁務官

理事会は、その一周年を祝い、制度構築におけるその努力の重要な段階を終える準備をしている。6名のファシリテーターの苦勞の多い作業が、すべての理事国が積極的に関わった制度構築プロセスに関する建設的討議を導き、枠組みを作ることに貢献した。理事会の討議は、市民社会の革新的な考え、参画、思慮深い貢献からも利益を受けた。理事会が、この堅固な基盤が、永続する制度を支えることを保障しようとする最後の努力乗り出すこの一週間で、この大変な作業が実ることであろう。今年の3月から、高等弁務官は、2つの重要なミッションを引き受けている。1つは、中央アジアへのミッションであり、もう1つはアフリカのグレート・レイクス地域へのミッションである。中央アジアでは、難しい問題と根強い人権問題に、率直に、心を開いて取り組む対談者を得たことで大変に元気づけられている。キルギスタン、タジキスタン、カザフスタン、トルクメニスタンという訪問した4カ国において、一方では行政権、もう一方では司法権と立法権との間で、よりよいバランスが見出されるべきである。後者は、効果的な人権の施行を提供するには未だに弱体過ぎる。国際的な人権責務を受け入れる際に、それぞれの政府が遂げた進歩は推奨されるべきである。

アフリカから戻ってくるとすぐに、ブルンディの状況に関して平和構築委員会で説明したのみならず、コンゴ民主共和国の状況について安全保障理事会で説明する機会があった。この地域には持続可能な平和と開発の重要な可能性があるものと信じているが、大規模な暴力の更なる勃発と紛争に戻る危険、及びこれに必然的に続く人権侵害が起こる可能性を、特にコンゴ民主共和国においては度外視できない。重大な人権の課題は、依然として難題である。差別と経済的社会的権利の享受の欠如が、この地域の多くに悪影響を与えている。今日、グレート・レイクスでの安全保障に対する最大の脅威は、刑事責任免除の文化のはびこりである。これら国々が受けてきた極端な暴力の定期的なサイクルは、人権侵害の加害者は責任を取らされることを各国政府が示さない限り、断ち

切ることはできない。

理事会は、高等弁務官のミッション及び人権高等弁務官事務所のその他の活動について、定期的に説明を受けてきた。努力と進歩の包括的な説明は、「2006年次報告書」にある。この報告書は、二年間の最初の一年間の「2006年から2007年までの戦略管理計画」の実施状況を見直している。これには、国連通常予算で資金提供される要素と任意の寄付により資金提供されるものの双方を含め、事務所の活動の全体像を扱っている。

理事会の制度構築努力を完成させるためには、協力的努力がまだ必要とされる。その活動の枠組みと形式が一旦しっかりと据えられたなら、この機関は、行動を必要とする多くの長年にわたる人権状況と、新たに出現しつつある人権状況に専念することが期待されている。この努力において、理事会は、特別手続き制度の専門知識とリソースから情報を引き出すことを続けなければならない。特別手続き制度は、人権の保護と推進の重要な構成要素であり、人権委員会のもっとも重要な遺産の一つとなっている。市民社会も、理事会の活動と優先事項において積極的な役割を果たし続けなければならない。理事会の最も革新的な側面であるUPRが、世界的にも、国別においても、権威の点でも、人権の保護と推進のための指導的文書になるものと信じる。その枠組みについて合意に達することはたやすいことではないが、理事会はその目標を達成する準備をしなければならない。

### **議題： 裁判官と弁護士の独立**

提出文書： 裁判官と弁護士の独立に関する特別ラポルトゥール Leandro Despouy 氏報告書(A/HRC/4/25)

裁判官と弁護士の独立に関する特別ラポルトゥールの報告書の紹介： Leandro Despouy 氏

### **議題： 現代の形態の人種主義と人種差別**

提出文書： 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の現代の形態に関する

特別ラポルトゥール Doudou Diene 氏の報告書の二つの補遺

(A/HRC/4/19/Add.1 and Add.3)

現代の形態の人種主義と人種差別に関する特別ラポルトゥールの報告書の紹介： Doudou Diene 氏

### **関係国ステートメント**

モルディヴ、コンゴ民主共和国、ロシア

### **意見交換対話**

オーストラリア、ドイツ(EUを代表)、ブラジル、メキシコ、韓国、アルゼンチン、ウルグアイ、インド、中国、パキスタン(イスラム会議団体を代表)、バングラデシュ、ロシア、フィリピン、ペルー、モロッコ、カンボディア、インドネシア、グルジア、ベルギー、ジブティ、ヴェネズエラ、ニュージーランド、日本、カナダ、米国、朝鮮民主人民共和国、チュニジア

### **日本のステートメント**

南博司公使： 人種主義と人種差別に関する特別ラポルトゥールは、日本の状況に触れた。日本国憲法第14条は、人種差別と外国人排斥を禁じ、日本国憲法のこの条項の目的は、民法の規定を通して個人としての国民の関係にも拡大するものと解釈されている。実際に、個人としての国民の行為が差別のために無効であると、裁判所が判決を下したケースもある。日本は、文化的・民族的・宗教的多様性を認めることに基づいて、民主的で、非差別的な、多文化的社会の長期的建設を支援している。日本は、同和、アイヌ、外国籍の人々の問題を真剣に取り上げ、彼らに対する偏見と差別を撤廃する戦略を推進している。

6月11日(月)午後

### **人種主義と法曹の独立に関する報告書に関する意見交換対話の継続**

ナイジェリア、ウズベキスタン、イラク、チリ、

アルジェリア、アフリカ連合、インド国内人権委員会、Nord-Sud XXI、アムネスティ・インターナショナル、世界平和カOUNシル、アジア・リーガル・リソース・センター、国際人権連盟、アラブ法律家連合、国際法律家委員会、アラブ女性総連盟、国連監視機構、南米インディアン・カOUNシル

### 最終コメント

1. 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別ラポルトゥール  
Doudou Diene 氏
2. 裁判官と弁護士への独立に関する特別ラポルトゥール  
Leandro Despouy 氏

### 議題：食糧への権利

提出文書：食糧への権利に関する特別ラポルトゥール Jean Ziegler 氏の年次報告書  
(A/CHR/4/30 and Add.1)

食糧への権利に関する特別ラポルトゥール報告書の紹介: Jean Ziegler 氏

### 議題：毒性のある危険な製品及び廃棄物の違法な移動と投棄

提出文書：毒性のある危険な製品及び廃棄物の違法な移動と投棄の悪影響に関する特別ラポルトゥール Okechukwu Ibeanu 氏の報告書(A/HRC/5/5 and Add.1)

毒性のある危険な製品及び廃棄物に関する特別ラポルトゥール報告書の紹介: Okechukwu Ibeanu 氏

### 議題：適切な住居

提出文書：適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居に関する特別ラポルトゥール Miloon Kothari 氏の報告書(A/HRC/4/18 and Add.1-3)

適切な住居に関する特別ラポルトゥール報告書の紹介: Miloon Kothari

### 議題：人権と極貧

提出文書：人権と極貧の問題に関する独立専門家 Arjun Sengupta 氏の報告書  
(A/HRC/5/3)

人権と極貧に関する独立専門家報告書の紹介:  
Arjun Sengupta 氏

### 関係国ステートメント

ウクライナ、オーストラリア、スペイン

### 食糧への権利、毒性のある危険な廃棄物、適切な住居、極貧に関する意見交換対話

ブラジル、カンボディア、パキスタン(イスラム会議団体を代表)、スーダン

### 答弁権行使

ジンバブエ：ジンバブエは、討議中に出てきたいくつかのコメントに同意できない。ジンバブエは、白人の人種主義的抑圧者に対する血みどろの戦いの後で独立を勝ち取った。米国、英国、オーストラリア、カナダは、結局は「土地、土地、土地」ということになるジンバブエ問題の二重基準、選り好み、政治的利用に対して批判される。彼らがあきらめざるを得なくなった土地である。今日のジンバブエには、いかなる国民のグループに対する人種差別もない。ジンバブエは、人種主義的裁判官や警察当局の手によるオーストラリアのアボリジニーに対して絶望している。今日、オーストラリアは、正義を求める彼らの叫びを無視している。ジンバブエは、米国における裁判官の解任も批判する。

スーダン：人種主義・人種差別・外国人排斥に関する特別ラポルトゥールは、ダルフール紛争が遊牧民と農民との間の紛争であると述べた。この地域の部族間の軋轢は、その出自に関係のないものであり、同じ部族の中でさえ、資源と収入をめぐる競争があろう。これら軋轢はグループ内で解決され、宗教的理由があるわけでもなけれ

ば、宗教的・民族的浄化の目的を持つものでもない。警察・軍・民間の場所を攻撃した武装グループは、政府によって対処された。

ジャンジャウィードに関しては、彼らはダルフールの非合法グループであり、民族浄化の証拠はない。スーダン憲法は、差別なく、すべての国民の間の平等を推進している。スーダンは、この問題に対する平和的な政治的解決にコミットしており、国際社会がすべての側をテーブルに着けることに向かって貢献するよう要請する。

イラク： アラブ法律家のステートメントに関して述べるが、イラクの前政権は、35年間で何千人もの人々を殺した。サダムは、血みどろの革命を通して権力を握り、前政権は作為的な選挙を行った。これらすべての犯罪の後で、イラクは彼を死刑にできなかったと言うのか？ 前政権の犯罪を否定する者は、太陽の存在を否定するに等しい。権威主義的な政権を訴追することは合法的な権利である。サダム政権はその例外であってはならず、残虐行為を犯した者はすべて訴追されなければならない。

日本：（南博司公使） 朝鮮人が日本で悪化する差別と嫌がらせに直面しているという朝鮮民主人民共和国のステートメントを拒否する。日本国憲法は人種差別と外国人排斥を禁じているし、日本は、差別を禁止する国際条約に加盟しており、人種差別と闘うことにコミットしている。

ロシア： 人種主義・人種差別・外国人排斥に関する特別ラポルトゥールの報告書は正しくなく、正確さを欠いており、政治的取り組みを代表するものではない。特別ラポルトゥールの対応は納得できるものではない。彼の取り組みは、異論のある、不適切な状況評価を生じさせることもあり得る。これは、グルジア国籍を持つ人物の訴追に関する正当化できない言葉が含まれていたグルジア代表のステートメントに対するロシアの見方でもある。違法な移住と闘うために当局が用いている措置とはなんら関連性がない。

ロシア連邦内で人が犯すいかなる犯罪も、連邦法に従って裁判所で裁かれる。グルジア人に対する差別などまったくなく、送還されるグルジア国民の数は、他の国々より少ない。ロシア法の執行及びその他の機関による民族を根拠とした差別に対するグルジアの苦情は、根拠のないものである。詳細な情報は、2007年2月に、ロシア連邦当局より特別ラポルトゥールに送付した。

スリランカ： スリランカの法曹に関する国際法律家委員会のステートメントに答えるが、憲法協議会なるものではなく、空席を埋めるために任命を行わなければならないので、これがそのような地位の独立性の侵食を引き起こしたと述べるのは不正確である。17人の援助ワーカーの殺害と治安判事の更迭の理由に関しては、司法の決定は、ちゃんとした理由があつてなされたものである。当時の治安判事は、自身がその期間中被害者であり、証人となるために召喚されるはずであった。従って、司法サービス委員会が、その事件に対して偏見がなく、いかなる個人的なかかわりもなく事件を扱うことができる治安判事の任命を決定したことは正しかった。

朝鮮民主人民共和国： 朝鮮民主人民共和国は、日本の申し立てを懸念している。去年も今年もますますひどくなっている差別と嫌がらせという形態での日本における朝鮮人の人権侵害は、今ではますますひどくなっている。これら侵害は、国連の多くの人権会議で批判されてきた。朝鮮民主人民共和国は、日本における朝鮮人の差別と嫌がらせのようなすべての人権侵害を止めるよう日本に要請する。

6月12日(火)午前

#### **食糧への権利、毒性のある危険な廃棄物、適切な住居と人権、及び極貧に関する意見交換対話**

インド、フィリピン、ドイツ(EUを代表)、キューバ、

カナダ、インドネシア、フィンランド、バングラデシュ、メキシコ、ヴェネズエラ、スイス、セネガル、英国、ルクセンブルグ、チリ、ナイジェリア、アルゼンチン、アルジェリア、ロシア、モロッコ、ノルウェー、チュニジア、ニカラグア、タイ、韓国、ブラジル、ウルグアイ、中国、アフリカ連合、エクアドル、ボリヴィア、インド国内人権委員会、フード・ファースト・インフォメーション・アクション・ネットワーク・インターナショナル、Mouvement contre le racisme et pour l'amitié entre les peuples(欧州・第3世界センター、国際諸国民権利解放連盟との共同ステートメント)、国際教育開発、国際民族宗教言語その他のマイノリティの権利保護連盟、人権監視機構、国連監視機構、婦人国際平和自由連盟、広報欧州連合、Mouvement International ATD Quart Monde、居住権立ち退きセンター、人権学カイロ研究所、コミュニティ・リーガル・センター国内協会、コロンビア法律家委員会、平和団体研究委員会

### 最終コメント

1. Jean Ziegler 食糧の権利に関する特別ラポルトゥール
2. Okechukwu Ibeanu 毒性のある危険な製品と廃棄物に関する特別ラポルトゥール
3. Miloon Kothari 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居に関する特別ラポルトゥール
4. Arjun Sengupta 人権と極貧に関する独立専門家

### 答弁権行使

日本：(藤崎一郎大使) 朝鮮民主人民共和国は、昨日、全く根拠のないステートメントを行った。日本は、人種差別と闘う決意をしており、朝鮮民主人民共和国に誤った議論を止めるように希望する。

ジンバブエ：ジンバブエは、土地と住居に関する戦略を有しており、大成功を収めている。いわゆる被害者の中には、農場に再定住した者もいる。制裁

がなかったなら、この戦略の成功は大きなものであったろう。ジンバブエは、食糧を政治的に利用することは絶対にない。政治的に利用したものは、土地の宣言である。ジンバブエを指差す者は、その記録と同様知られている。英国はジンバブエでは決してうまくやり遂げることはない。その外交政策はいつも大失策である。ジンバブエは、再植民化には反対である。英国は、今日、その記録、特にバスラにおける女王のランカシャー連隊を調べるべきである。

アンゴラ：アンゴラは、ルアンダにおけるいわゆる追放に関する申し立てに懸念を抱いて注目する。アンゴラは、長い戦争から立ち直りつつあり、未だに再建の状態にある。政府は、国民の生活条件を改善し、需要に応えるためにいくつかの社会的住居プログラムを設立しようとかかなりの努力を払っている。アンゴラは、特別ラポルトゥールが信頼できる資料に基づいて報告書を作成しなかったと感じている。政府のプログラムにおいては、強制移動させられた人々の住居が優先事項であり、国は、国連代表者との建設的な協力を覚悟している。残念なことに、アフリカ人は現代の建築から利益を受けてはならないと思っている人もいる。

オーストラリア：オーストラリアは、ジンバブエの人権の発展への資金に貢献するべきであるとの6月11日のジンバブエのコメントに対して述べるが、オーストラリアは依然として現地の人々に直接的インパクトを与える人権中心の政策を通して、一般の人々を助けることにコミットしている。オーストラリアは、目的地に資金が到達することを保障するチャンネルを通して、これを行っている。オーストラリア政府は、食糧の安全保障のみならず、民主主義、メディアの自由、市民社会団体、人権を推進するために、今後も更なる資金を公約することを期待している。

アルジェリア：アルジェリアは、アフリカ・グループを代表してアルジェリアが提出した行動規範の提案を忌まわしいものとする西欧を基盤とするNGOの意見を聞いて不思議に思っている。この提案は、不

正確に言われたように、アルジェリアの提案ではない。提案された措置がマンデーと保持者の独立性を損なうことを目的としていると述べることは、よくあることである。国連システムは、効率と対応のよさを求めて、国連の規則を守るべきではないかと言うことは通常の慣行である。並行するシステムを設立しようとする試みがあってはならない。

カンボディア：カンボディアは、適切な住居への権利に関する特別ラポルトゥールの嘘と政治的動機を持つ話を断固として拒否し、その訂正を求める。特別ラポルトゥールは、理事会に誤った情報を与える意図を持っている。特別ラポルトゥールの不健全なステートメントは、首都のある地域のカンボディア国民とヴィエトナム系マイノリティとの間の人種的暴力を奨励し、扇動することにもなる。報告書は訂正されるべきであり、特別ラポルトゥールはその承服できない過ちに対して謝罪するべきである。

朝鮮民主人民共和国：日本の申し立てを再び拒否する。日本における生活の多くの側面で、朝鮮人を差別する措置が存在することはよく知られていることである。日本が述べる議論は、日本による人権侵害の批判を逃れるための口実以外の何物でもない。

6月12日(火)午後1時～3時

### **議題：ベラルーシの人権状況**

提出文書：ベラルーシにおける人権状況に関する特別ラポルトゥール Adrian Severin 氏の報告書(A/HRC/4/16)

ベラルーシにおける人権状況に関する報告書紹介： Adrian Severin 氏

### **関係国ステートメント**

ベラルーシ

### **ベラルーシの人権状況に関する意見交換対話**

ロシア、アルジェリア、リトアニア、ドイツ (EU を代表)、スウェーデン、ポーランド、キューバ、

朝鮮民主人民共和国、南アフリカ、カナダ、パキスタン、インド、イラン、ヴェネズエラ、チェコ、米国、インドネシア、マレーシア、中国、バングラデシュ、スーダン、ウズベキスタン、ロシア

### **ベラルーシの人権状況に関する特別ラポルトゥール 最終コメント**

Adrian severin 氏

### **議題：キューバの人権状況**

提出文書：キューバの人権状況に関する人権高等弁務官個人代表 Christine Chanet 氏の報告書(A/HRC/4/12)

キューバの人権状況に関する人権高等弁務官個人代表の報告書紹介： Christine Chanet 氏

### **関係国ステートメント**

キューバ

### **キューバの人権状況に関する意見交換対話**

中国、アルジェリア、エクアドル、朝鮮民主人民共和国、スーダン、ロシア、イラン、ドイツ(EU を代表)、ヴェネズエラ、スリランカ、ヴィエトナム、マレーシア、リビア、インド、南アフリカ、ボリヴィア、カナダ、アンゴラ、ニカラグア、パレスチナ、米国、ジンバブエ、バングラデシュ、ベラルーシ、インドネシア、チェコ、パキスタン、ウズベキスタン

### **キューバに関する特別代表最終コメント**

Christine Chanet 氏

6月12日(火)午後

### **議題：カンボディアの人権状況**

提出文書：カンボディアの人権のための事務総長特別代表 Yash Ghai 氏の報告書

(A/HRC/4/36)

カンボディアの人権のための事務総長特別代表の  
報告書紹介: Yash Ghai 氏

### 関係国ステートメント

カンボディア

### カンボディアの人権状況に関する意見交換対話

カナダ、ドイツ(EU を代表)、フィリピン、日本、  
インドネシア、マレーシア、オーストラリア、  
スロヴァキア、米国

### 日本のステートメント

(中川周書記官) カンボディアの選挙は、概ね平和に、公正に行われ、カンボディアの民主化の重要な一歩であった。カンボディアの人権のための事務総長特別代表は、カンボディアには基本法が欠けていると述べた。日本は、法改革に支援を提供してきたが、制度を強化するために、さらにどのような支援が提供できるのか?

### カンボディアの人権に関する事務総長特別代表の最終コメント

Yash Ghai 氏

### 答弁権行使

カンボディア: 特別代表の地位を見直すよう理事会に要請する。その言葉は承服できないものであり、従って、カンボディアは、カンボディアにおける特別代表のマンデートをもはや承認しないことに注意するよう理事会に要請する。

### 議題: ハイチの人権状況

提出文書: ハイチの人権状況に関して独立専門家 Louis Joinet の準備した報告書  
(A/HRC/4/3)

ハイチの人権状況に関して事務総長任命の独立専門家による報告書紹介: Louis Joinet 氏

### 関係国ステートメント

ハイチ

### ハイチの人権状況に関する意見交換対話

カナダ、ドイツ(EU を代表)、ルクセンブルグ、  
アルジェリア、米国、チリ、ブラジル

### ハイチの人権状況に関する独立専門家最終コメント

Louis Joinet 氏

### 答弁権行使

ハイチ: 独立専門家によって作成されるどの報告書も、ハイチ当局と社会に役立つ道具を提供してきた。ハイチは、そのパートナーとカナダ、ドイツ、ルクセンブルグ、アルジェリア、米国、チリ、ブラジル、その他からの支援に感謝を述べたい。

### 議題: ソマリアの人権状況

提出文書: ソマリアの人権状況に関する事務総長任命の独立専門家 Ghanim Alnajjar の報告書に関する事務局メモ(A/HRC/5/2)

ソマリアの人権状況に関する独立専門家報告書の紹介: Ghanim Alnajjar 氏

### ソマリアの人権状況に関する意見交換対話

ドイツ(EU を代表)、ジブティ、米国、イタリア

### ソマリアの人権状況に関する独立専門家最終コメント

Ghanim Alnajjar 氏

### カンボディア、ハイチ、キューバ、ベラルーシ、ソマリアの人権状況に関する NGO ステートメント

フランス国内人権委員会、国内人権機関アジア太平洋フォーラム、中道民主インターナショナル、アムネスティ・インターナショナル、人権監視機構、国際人権同盟連盟、世界労働組合連盟、アジア・リー

ガル・リソース・センター、Centre Europe---  
Tiers Monde、南米インディアン・カウシル、  
国際人権ヘルシンキ連盟、Comision juridical para el  
autodesarrollo de los pueblos originarios andinos

### **答弁権行使**

ハイチ： NGO の中には、表現の自由への攻撃につ  
いて述べたものもあった。政府はそのような事件を  
調査し、他の殺人事件のようにそれらを捜査した。  
それら殺人事件は嘆かわしいことであり、こういった  
行為を行ったものを取り調べるために尋問が行わ  
れた。腐敗と貧困に関しては、政府は、これはハイ  
チでは目新しい現象ではないことを明らかにし、こ  
の害悪を根絶しようとするかなりの努力を払ってい  
る。

6月13日(水)午前

### **議題： 人権理事会決定のフォローアップ ステートメント**

1. 人権理事会議長 Luis Alfonso de Alba 氏
2. 人権高等弁務官 Louise Arbour 氏

### **議題： パレスチナ被占領地域とベイト・ハナウ ンへの緊急高官事実確認ミッション**

提出文書： 決議 S-3/1 の下に設立された高官事  
実確認ミッション報告書(A/HRC/5/7)  
1967年以来のパレスチナ被占領地  
域の人権状況に関する特別ラポルトウ  
ール John Dugard 氏の人権理事会決  
議 S-1/1 の不履行に関する報告書  
(A/HRC/5/11)

ベイト・ハナウンへのミッションに関する報告書紹  
介： ベイト・ハナウンへの高官事実確認ミッション  
団長 Desmond Tutu 大司教

### **関係国ステートメント**

イスラエル、パレスチナ

### **ベイト・ハナウンへのミッションに関する意見交換対話**

パキスタン(イスラム会議団体を代表)、  
マレーシア、ドイツ(EUを代表)、スーダン、イラン、  
キューバ、シリア、中央アフリカ共和国、  
イスラム会議団体、南アフリカ、アルジェリア、  
バングラデシュ、インドネシア、ナイジェリア、  
B'nai Brith インターナショナル(ユダヤ人団体調整  
理事会との共同声明)、南北 XXI(アラブ女性総連盟、  
アラブ法律家連合との共同声明)、アムネスティ・  
インターナショナル、諸国民の権利・開放国際連盟、  
パレスチナ人居住地と難民の権利バディル・リソース・  
センター、国連監視機構

### **ベイト・ハナウンへの事実確認ミッション・メンバーの 最終コメント**

Christine Chikin 氏

### **議題： レバノンに関する調査委員会報告書の フォローアップ**

提出文書： レバノンに関する調査委員会の報告  
書のフォローアップに関する国連人権  
高等弁務官報告書(A/HRC/5/9)

### **関係国ステートメント**

レバノン、イスラエル

### **レバノンに関する高等弁務官報告書に関する意見交 換対話**

パキスタン(イスラム会議団体を代表)、米国、  
ドイツ(EUを代表)、マレーシア、キューバ、  
国際法律家委員会

6月13日(水)午後1時~3時

### **議題： ダルフールの人権状況**

提出報告書： 人権理事会決議によってマンデー

トを与えられた専門家グループによる  
ダルフルールの人権状況に関する  
報告書(A/HRC/5/6)

ダルフルールの人権状況に関する専門家グループ  
報告書紹介：決議 A/HRC/4/8: ダルフルールの人  
権状況と題する2006年12月13日  
の決定(S-4.101)のフォローアップの  
マンデート保持者のグループ長  
Sima Samar 氏

## 関係国ステートメント

スーダン

## ダルフルールの人権状況報告書に関する意見交換対 話

ドイツ(EUを代表)、アルジェリア(アフリカ・  
グループを代表)、モロッコ、キューバ、ジンバブエ、  
オーストラリア、ノルウェー、フランス、アフリカ連合、  
イエメン、中国、パキスタン(イスラム会議団体を  
代表)、ナイジェリア、中央アフリカ共和国、ロシア、  
米国、チュニジア、パレスチナ、アイスランド、  
マレーシア、イラク、韓国、カナダ、スイス、  
アムネスティ・インターナショナル、国際人権連盟  
(共同声明)、人権監視機構(国際法律家委員会との  
共同声明)、Femme Afrique Solidarite、カイロ人権学  
研究所(共同声明)、ハワ女性協会、世界労働組合  
連盟、人道援助開発アフリカ系アメリカ人協会

## ダルフルールに関する専門家グループ報告書の最終コ メント

ダルフルールの人権状況に関する専門家グループ・  
ラポルトゥール Walter Kalin 氏

## 議題： 真実への権利、人権と国籍の恣意的 剥奪

提出文書： 真実への権利に関する人権高等弁務  
官報告書(A/HRC/5/7)

人権と国籍の恣意的剥奪に関連する  
報告書と調査の進歩に関する事務局  
メモ(A/HRC/5/8)

## 真実への権利、人権と国籍の恣意的剥奪に関する報 告書についての討議

アルゼンチン、チリ、ブラジル、スイス、ウルグアイ、  
フランス、スペイン、ボリヴィア、ロシア、キューバ、  
国際インディアン協定協議会(国際先住民リソース  
開発団体、カナダ先住民女性協会との共同声明)、  
人口開発アクション・カナダ

## 答弁権行使

イラン： イスラエルの無責任な主張に関して述べる  
が、これは、他国に対する根拠のない申し立てを提  
起することにより、理事会の注意をそらそうとする占  
領軍による新たな試みである。中東は、何年もこの  
策略に気づいており、イスラエルに、理事会と完全  
に協力し、その高潔さに挑戦することを止めるよう  
要請する。煙幕を用いる代わりに、レバノン人の合  
法的抵抗とイスラエルの核兵力を認めることを念頭  
に置くべきである。パレスチナ人の自決権が主権の  
ある独立国を通して完全に確立して初めて平和が  
訪れるであろう。

レバノン： イスラエル代表の煽動的なことは、ヒズ  
ボラの出現はイスラエルの侵略的政策の結果であ  
ることを述べていない。中東における正義は、イスラ  
エルの占領軍によって不利な条件に置かれている。  
イスラエルに、安全保障理事会決議を守らせなけ  
ればならない。国際人道法の重大で組織的侵害は、  
クラスター爆弾の使用の中で起こった。アラブのこと  
わざ、「ラクダには自分の瘤が見えない」とある。

6月13日(水)午後

## 議題： 制度構築

## 議題紹介

人権理事会議長 Luis Alfonso de Alba 氏

## 特別手続きマンデートの行動規範

Idriss Jazairy アルジェリア大使(アフリカ・グループを代表)

6月14日(木)午前

制度構築に関する非公式セッション

6月14日(木)午後

制度構築に関する非公式セッション

6月15日(金)午前

制度構築に関する非公式セッション

6月15日(金)午後

制度構築に関する非公式セッション

6月18日(月)午前

制度構築に関する非公式セッション

## メキシコ外務大臣ステートメント

Patricia Espinosa 氏

## 人権理事会議長ステートメント

Luis Alfonso de Alba メキシコ大使

6月18日(月)午後

制度構築に関する非公式セッション

## 最終テキスト合意の発表

Luis Alfonso de Alba 理事会議長

6月18日(月)~19日(火)深夜

## 制度構築に関する議長テキストの採択

### 「人権理事会：制度構築」と題する議長テキスト

\* UPR メカニズムを含む理事会の新しい制度的機構

UPR は、他の人権メカニズムを補うものであり、重複するものではない。その目的は、現地での人権状況を改善すること、国の能力を高めること、技術的援助等。見直しの順番は、普遍性と平等な扱いの原則を反映し、理事会の最初の理事国を先に見直す。最初の見直しのサイクルは4年ごととする。見直しの時間は作業部会で3時間とする。本会議で採択を行う前に、当該国、理事国、オブザーヴァー国は、見直しの結果に関して見解を表明する機会が与えられる。UPR の結果を検討する際に、理事会は特別なフォローアップが必要かどうか、いつそれを行うかを決定する。

### \* 特別手続き

マンデート保持者任命の際に、ジェンダー・バランス、公正な地理的代表、異なった法制度の適切な代表に配慮する。マンデート保持者の有資格の候補者の技術的・客観的要件は、第6回理事会で決定する。テーマ別であれ国別であれ、マンデート保持者の任期は6年を越えないこととする。議長の検討のために候補者リストを提案するために諮問グループを設立する。特別手続きの任命には、理事会の承認を必要とする。テーマ別マンデートの期間は3年とする。国別マンデートの期間は1年とする。

国別マンドートの創設、見直し、廃止の決定は、加盟国が人権責務に従う能力を強化することを目的とする協力と真の対話の原則を考慮に入れる。

#### \* 人権理事会諮問委員会

18人の専門家よりなり、理事会のシンクタンクとして機能し理事会の指示で活動する。すべての加盟国がそれぞれの地域から候補者を提案し足り、支持したりできる。候補者提案の技術的・客観的要件は、第6回人権理事会で決定し、承認されるが、人権分野での認められた能力と経験、高い徳性、独立性と公平性が含まれる。理事会は、合意された要件に従って氏名が提出された候補者のリストから秘密投票で諮問委員会委員を選出する。ジェンダー・バランスと異なった文明と法制度の適切な代表に配慮する。諮問委員会委員の任期は3年とし、1度だけ再任される資格がある。第6回理事会は、先住民・現代の形態の奴隷制度・マイノリティ・社会フォーラムに関する作業部会の作業を継続する最も適切なメカニズムについて決定する。

#### \* 苦情処理手続き

苦情処理手続きは、世界のいたるところであらゆる状況の中で起こっているすべての人権と基本的自由の重大で立証された侵害の首尾一貫したパターンに対処するために設立されつつある。2000年に改正された1970年5月27日の経済社会理事会決議1503(XLVIII)が作業基盤となり、苦情処理手続きが公平で、客観的で、効率的で、被害者志向で、時宜を得て行われることを保障するために、必要ならば改善されている。手続きは、当該国との協力を強化する目的で、機密性をとどめることになる。通報を調査し、重大で、立証された人権と基本的自由の侵害の首尾一貫したパターンに人権理事会の注意を引くために、2つの別個の作業部会がマンドートと共に設立されることになっている。両作業部会は、少なくとも1年に2回、それぞれ5日間集まることとする。理事会は、必要な回数、少なくとも年に1回、状況部会が注意を促す重大で、立証された人権と基本的自由の侵害の首尾一貫したパタ

ーンを検討することとする。当該国に苦情を伝える時期と理事会による検討の時期との間の期間は、原則として24カ月を超えないこととする。

#### \* 作業計画のアジェンダと枠組み

理事会のアジェンダには、理事会の注意を必要とする人権状況、UPR、パレスチナ及びその他のアラブの被占領地の人権状況、人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容と「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施に関する常設議事項目を含む。作業計画の枠組みは、基本的に、議事のテーマを組み入れる。

総会決議60/251に基づく作業方法は、透明で公平、公正、実際のなものでなければならず、明確さ、予見性、包摂性につながるものでなければならない。これは、時と共に更新し、調整することができる。作業方法には、予想される決議または決定に関する説明、議長の制限のない情報会議、主提案国が開催する提案に関する非公式協議、ビューローの役割、理事会の高官セグメント(理事会の本セッション中に年に1度開かれる)のような制度的取り決めが含まれる。採択が行われる前に、国別決議は、そのイニシャティヴに対するできるだけ幅広い(できれば理事国15カ国)支持を確保する責任があることを提案するといったことを含め、理事会の作業文化も定める。イニシャティヴの総会との不必要な重複を最小限にする必要性も表明する。

#### \* 理事会の手続き規則

理事会は1年を通して定期的に会議を開き、主要セッションを含め、1年に3会期以上とし、総期間を10週間とする。理事会は、理事国の3分の1の支持を得た理事国の要請に従って、必要ならば特別会期を開催する。議事と作業計画の付録1には、年間作業計画に従って理事会が検討を行うまでの新たなマンドートのリストが含まれている。キューバとベラルーシの状況の特別ラポルトゥールは、リストに含まれていないことに注意。

6月19日(火)午後

### 新役員の選出

議長: Doru Romulus Costea 大使(ルーマニア)  
副議長: Guillermo Valles Galmes(ウルグアイ)、ラポ  
ルトゥールを兼ねる  
Mohamed-Siad Doualeh(ジブティ)  
Boudewijin Van Eenennaam(オランダ)  
Dayan Jayathilake(スリランカ)

### 新議長ステートメント

Doru Romulus Costea 氏

### 制度構築に関する議長テキストのフォローアップ継続 に関する票決

賛成 46: アルジェリア、アルゼンチン、  
アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、  
ブラジル、カメルーン、チェコ、中国、キューバ、  
ジブティ、エクアドル、フィンランド、フランス、ガボン、  
ドイツ、ガーナ、グアテマラ、インド、インドネシア、  
日本、ヨルダン、マレーシア、マリ、モーリシャス、  
メキシコ、モロッコ、オランダ、ナイジェリア、  
パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、韓国、  
ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、セネガル、  
南アフリカ、スリランカ、スイス、チュニジア、英国、  
ウクライナ、ウルグアイ、ザンビア  
反対 1(カナダ)

### カナダの反対票の説明

理事会を設立する際に、総会は指導原則を定めた。  
これには、普遍性、公平性、非選別主義が含まれ  
る。従って、カナダは選別的取り扱いをする一つの  
状況がアジェンダに含まれたことを残念に思う。つ  
まり、パレスチナ被占領地とイスラエルの状況であ  
る。これが含まれたのは、政治的取り組みによる。  
完全ではないにしても、提案のパッケージには多くの  
よい要素があるが、カナダは、理事会が創設された  
原則に明確に反する項目が含まれているパッケー

ジに賛成できない。テキストは更新できず、キュー  
バとベラルーシのマンデートだけを見直すことにな  
っているが、この二つの状況は、国別マンデートに  
よって継続した綿密な調査を明確に保障されてい  
る。

### 理事会の制度構築に関する議長テキストに関するス テートメント

アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、チリ、  
ドイツ(EUを代表)、英国、パキスタン(イスラム会議  
団体を代表)、バングラデシュ、マレーシア、  
キューバ、米国、パキスタン、モロッコ、  
スリランカ(アジア・グループを代表)、インド、スイス、  
フランス、ロシア、ウルグアイ、チリ、アゼルバイジャン、  
日本、アルゼンチン、ブラジル、イスラエル

### 日本の発言

(藤崎一郎大使) 今日という日は、理事会の歴史的  
業績を記す日である。日本は、関係者の皆様、合意  
のファシリテーターの皆様に感謝申し上げるが、特に  
Luis Alfonso de Alba 大使には心より感謝申し上げ  
る。大使がおられなかったなら、今日達成したことはな  
かったであろう。これで制度を手にしたわけである。完  
全ではないかもしれないが、世界中の人権状況を推  
進し、保護するためにこれをできる限り利用し、運用し  
なければならない。最も大切なことは、理事会が注目  
に値する世界中の人権状況に遅滞なく対処すること  
である。理事会は、その注意を待ち焦がれているすべ  
ての人々に対して責任がある。

6月20日(水)午前

### 決議の採択

- レバノンに関する調査委員会報告書のフォロー  
アップに関する国連人権高等弁務官の報告  
(A/HRC/5/L.4)~コンセンサスで採択  
主提案国: パキスタン(イスラム会議団体を代  
表)

2. パレスチナ被占領地の人権状況： 理事会決議 S-1/1 及び S-3/1 のフォローアップ A/HRC/5/L.5)~ コンセンサスで採択

主提案国： パキスタン(イスラム会議団体を代表)

3. 「ダルフールの人権状況」と題する第 4 回人権理事会特別会期で採択された「2006 年 12 月 13 日の決定のフォローアップ」と題する第 4 回理事会で採択された 2007 年 3 月 30 日の決議 A/HRC/4/8 のフォローアップ(A/HRC/6/L.6)~コンセンサスで採択

主提案国： ドイツ(EU を)代表

#### 理事会制度構築に関する議長テキストに関するステートメント

ガーナ、南アフリカ、インドネシア、イラン、ポーランド、トルコ、韓国、アフリカ連合、チュニジア、ニカラグア、ナイジェリア、セネガル、エジプト、ペルー、アルジェリア、イタリア、スロヴェニア、チェコ、シンガポール、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、エクアドル、アンゴラ、マダガスカル、ホーリーシー、ヴェネズエラ、Organisation Internationale de la Francophonie、レバノン、ザンビア、フィリピン、スリランカ、タイ、バーレーン、IFUW(共同声明)、南米インディアン・カウンスル、国際インディアン協定協議会、国連監視機構、国際人権サービス、Mouvement contre le racisme et pour l'amitié entre les peuples、Comite International pour le Respect et l'Application de la Charte Africaine des Droits de l'Homme et des Peuples(アフリカ NGO の共同声明)、メキシコ

#### IFUW の発言

(コンチータ・ボンツィーニ) 制度的・法的枠組みは、一旦採用されると最も堅固な基礎となり、変化に対して最も耐久力のあるものとなる。従って、IFUW は、UPR のメカニズムの原則にジェンダーの視点が含まれたこと、特別手続き、苦情処理手続き、理事会の専

門家諮問委員会のマンデートにジェンダー・バランスへの配慮が定められたこと、最終的に採択されたパッケージにおいて、ジェンダーの視点が作業計画の原則に含まれたことに満足している。IFUW は、首尾一貫して、ジェンダー主流化と女性の権利が、議事及びその他の運営文書の原則に統合され、常設議事項目となることを要請している。

6 月 20 日(水)午後

#### 第 5 回人権理事会報告書の採択

#### ジュネーヴ国連ビルに人権室

新議長 Doru Romulus Costea ルーマニア大使は、スペイン政府とファン・カルロス一世国王のご寄付により、Palais des Nations の 20 号室が人権理事会の本部となることを発表。

#### ステートメント

カナダ、スリランカ、スペイン、人権高等弁務官

以上